



賛助会員の募集



交通事故防止に向けた活動をより一層推進し、
交通事故のない、安心な新潟を実現するため、
たくさんの賛助会員を募っています。

賛助会員のご紹介



お申し込み方法

- 当協会へお問い合わせ下さい。
〒950-0965 新潟市中央区新光町5番地4
(公財)新潟県交通安全協会 事務局
Tel. 025-285-3755
【賛助会員担当】右近専務理事 鈴木総務課長 まで
- 当協会ホームページの [お問い合わせフォーム](#) からご連絡いただければ幸いです。

賛助会員の会費

- 一口につき、1万円となります。
- 賛助会員は毎年度、賛助会費の納入をお願いしています。

賛助会員の規程

- 皆様からの会費は、当協会の定款第47条、賛助会員に関する規程(下記参照)に基づき、全額本会の実施する交通安全活動に使用いたします。

寄附金 税制優遇

- 当協会へのご寄付は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特別に損金算入限度額が認められます。詳細はお問い合わせください。

◆公益財団法人 新潟県交通安全協会定款(一部抜粋)

第10章 賛助会員

第47条 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体又は個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

◆新交協規則第1号

公益財団法人新潟県交通安全協会賛助会員に関する規程を次のように定める

「賛助会員に関する規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県交通安全協会(以下「本会」という。)定款第 47 条に規定する賛助会員について必要な事項と定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本会の目的に賛同し、その事業に協力するため入会した個人、法人その他の団体を本会の賛助会員とする。

(入会)

第3条 賛助会員は、賛助会費を納入することにより入会する。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、毎年度、賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費の額は、一口につき1万円とする。

(会費の使途)

第5条 賛助会費は、全額本会の実施する交通安全活動のために使用する。

(賛助会員の権利)

第6条 賛助会員は、本会に対して次の資料の閲覧又は提供を請求することができる。

(1)役員名簿

(2)事業計画書及び収支予算書

(3)事業報告書及び財務諸表

2 賛助会員は、当協会の保有する交通安全教育資器材を無償で利用することができる。

(退会)

第7条 賛助会員は、いつでも退会を申し出ることにより退会することができる。

2 前項の規定により退会した場合においても、既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、制定の日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人新潟県交通安全協会設立登記の日から施行する。